

■議案第30号 四万十町奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

【要旨】

奨学金の貸付については、合併以前より、資力に不安のある青少年の勉学の志に寄与するために行っているが、本貸付金の債権の種類としては私債権に分類され、地方自治法第231条の3で定められている延滞金を徴収することができる公債権には属さず民法が適用されるものであるため、他の公債権と同様の規定となっている延滞金の率及び算定方法の部分について削除するものです。

なお、民法では遅延損害金というが、一般的に延滞金という言葉が使われていることから延滞金を遅延損害金に改める改正は行いません。

【改正の内容】

延滞金の率及び算定方法についての規定を削除します。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(延滞金) 第13条 奨学金を返還すべき者が正当な理由がなく返還期限までに返還しなかったときは、その者から償還期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金を徴収する。	(延滞金) 第13条 奨学金を返還すべき者が正当な理由がなく返還期限までに返還しなかったときは、その者から償還期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金を徴収する。 <u>2 前項の延滞金の額は、年率14.6パーセントの割合で計算した金額に相当する額とする。この場合において、計算の基礎となる年率は、うるう年のときも365日として適用する。</u>